

税務Q&A



国税の納付書が届かない？

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 山本 教貴

(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



国税の申告期限が近づいてきましたが、納付書がまだ届きません。確認したところ、今年から送付されなくなったとのことでした。

- (1)納付書が届かない場合、国税の納付をどうしたらいいのでしょうか。
- (2)確定申告自体は期限内に済ませましたが、納付書が届かず、期限までに納付が間に合わなかった場合、どうなるのでしょうか。



令和6年5月以降、税務署からの納付書の事前の送付がなされなくなっています。これは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、事前の送付対象者を見直しているためです。

原則として事前送付の対象外となるのは、以下に該当する方です。

- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)により申告書を提出されている法人の方
- ・e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ・e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ・「納付書」を使用しない手段により納付されている法人・個人の方

このようにe-Taxで申告をしている法人の方や、振替納税、クレジット納付、コンビニ納付をされている個人の方などは、納付書が届かない可能性が高いことになります。

納付書が届かない具体的な税目は、法人税、地方法人税、申告所得税ですが、源泉所得税、消費税の中間申告の納付書については、従来通り送付される予定となっています。

(1)について

e-Taxを利用しておらず、税務署から送付された納付書で納付されている方など、納付書を必要とされる方に対しては、従来通り、納付書が送付されますのでご安心ください。

上記の見直しの対象者に該当し、納付書が届かないとい

う方も、所轄の税務署で納付することや、納付書を発行してもらうこともできますが、以下のようなキャッシュレス納付も可能です。

- ・ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- ・振替納税
- ・インターネットバンキング等による納付
- ・クレジットカード納付
- ・スマホアプリ納付
- ・コンビニ納付(QRコード※)

この中で、ダイレクト納付について説明します。

e-Taxにより申告書等を提出した後、納税者名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を納付する方法です。登録すればいろいろな税目で納税が可能となり、納付書の手書きが不要で、税務署や金融機関へ出向く必要がなく、窓口営業時間を気にせず納付できる、というメリットがあります。ただし、税務署および振替口座の金融機関への届が必要であり、導入までに時間を要するので、早めの手続きをお願いします。

(2)について

税金が期限までに納付されない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する延滞税が自動的に課されます。

ご質問のように納付書が届かずに納付できなかったり、納付を失念したりした場合も、同様の取扱いとなりますので、注意が必要です。

特に、法人税、地方法人税の予定納税や申告所得税の予定納税については、納付書が届かないと納付漏れにつながりやすいので、納付期限を再度ご確認ください。

以上のように、納付書が届かないことで納付漏れが生じやすい状況です。納付漏れをなくし、時間と手間を減らすためにも、キャッシュレス納付への変更を検討されてはいかがでしょうか。

納付に限らず、税金に関するお悩みがあれば、お早めに税理士にご相談ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。